



第11回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2019年12月24日（火曜日）午前10時

## 場 所

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館  
ベルサール西新宿 1階 イベントホール

## 議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
4名選任の件
- 第3号事案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号事案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬額設定の件
- 第5号事案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号事案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
に対するストックオプションとしての新株  
予約権に関する報酬額及び内容決定の件

株式会社キャリア

証券コード：6198

## 株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第11期におきましては、成長曲線回復の為、経営体制を刷新し、組織、事業基盤の強化に努めて参りました。

成長曲線の回復は果たせたと考えておりますが、利益に関して、業績予想に満たない結果となり、株主の皆様にはご心配をおかけしたものと存じます。

しかしながら、シニアの就業意欲、企業の人手不足の現状は変わらず、当社事業領域に関する追い風は続いているものと考えております。

また、人生100年時代における、シニアビジネスのマーケットは今後大きく拡大するものと考えており、シニアマーケットでのノウハウ、人材企業としてのノウハウを有する当社にとって、大きな好機と捉えております。

第12期におきましては、回復した成長曲線の維持をしつつ、既存事業の収益率の改善。また前期より大きな新規取り組みへの投資を行う事で、12期だけでなく、中長期的な視野での成長の基礎を創る所存です。

経営体制も変わり、初心に返るつもりで、創業からの想いである、シニアビジネスのリーディングカンパニーとなり「だれもがイキイキ暮らせる世の中の実現」に向けて引き続き邁進して参りたいと思いますので、株主のみなさまには引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役会長兼社長  
かわ しま いち ろう  
川 嶋 一 郎

## 目 次

第11回定時株主総会招集ご通知	1	監査報告	40
事業報告	3	株主総会参考書類	44
計算書類	21		

証券コード 6198  
2019年12月9日

## 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
新宿住友ビル  
株式会社キャリア  
代表取締役会長 川嶋一郎  
兼社長

### 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月23日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2019年12月24日（火曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号<br>住友不動産西新宿ビル3号館 ベルサール西新宿 1階 イベントホール<br>(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> <li>第11期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第11期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件</li> </ol> |

#### 決議事項

##### 第1号議案

定款一部変更の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

##### 第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

##### 第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

##### 第4号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

##### 第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定の件

##### 第6号議案

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告・計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://careergift.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

(2018年10月1日から)  
(2019年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策を背景とした企業収益の拡大や雇用環境の改善など緩やかな回復基調が続いているものの、米国の通商政策や中国経済の動向及び地政学リスクの存在など、先行き不透明な状況にあります。

人材サービス業界を取り巻く環境におきましては、厚生労働省が発表した2019年9月の有効求人倍率が1.57倍と高水準の状態が継続していることに加え、総務省統計局が発表した2019年8月の完全失業率の指数は2.4%と低水準に留まり、企業の人手不足感は一段と強まっております。

このような経済状況のもと、当社グループの運営する「高齢化社会型人材サービス」の環境は、内閣府の2019年版高齢社会白書によりますと、当社グループで定義しておりますアクティブシニア（55歳以上の働く意欲のある人）の労働力人口（55歳以上）は、2019年度の推計で2,050万人（前年対比3.2%増）、総労働力人口の30.0%を占めております。アクティブシニアの労働力人口は年々増加傾向にあり、当社グループの事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社グループは継続的な企業価値の向上を実現すべく、シニアワーク事業、シニアケア事業の積極拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,594,565千円、営業利益は250,807千円、経常利益は281,539千円、親会社株主に帰属する当期純利益は157,368千円となりました。

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります、事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

なお、第2四半期連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、前年同連結会計年度の比較については記載しておりません。

(イ) シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。現在のアクティブシニアは、今までのキャリア形成過程においても、これから望む就業環境においても、ホワイトカラーフィールドを主とする方が増加しており、供給力を強みに、2019年1月に名古屋支店、同5月に神戸支店にて新たに該当職種の取り扱いを開始するなど、事業拡大に注力してまいりました。一方で、ブルーカラーフィールドにおいては、2019年9月に札幌支店にて該当職種の取り扱いを開始いたしましたが、引き続き取扱い職種の開拓及び新たな働き方の提案が課題であると認識しており、シニア活用コンサルタントの採用育成の強化を図っております。

この結果、シニアワーク事業の売上高は4,543,362千円となりました。

(ロ) シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。本事業においては、人手不足に悩む全国の介護施設への人材供給を行うべく積極的な支店開設を基本方針としており、この方針に則り、高松支店及び浜松支店を2019年2月に開設し、本事業と同様の事業を営む株式会社キューボグループを株式交換により、2019年1月16日を効力発生日として子会社化しております。また、既存支店においては、業績拡大を目的に、既存支店の中での担当地域の細分化による営業活動の深堀、登録スタッフ増加のための広告宣伝の強化、従業員採用の強化を図っております。

この結果、シニアケア事業の売上高は7,051,202千円となりました。

事業別売上高

事業別	第11期 (当連結会計年度)	
	売上高	構成比
シニアワーク事業	千円 4,543,362	% 39.2
シニアケア事業	7,051,202	60.8
計	11,594,565	100.0

(注) 第11期より連結計算書類を作成しておりますので、対前年増減比較について記しておりません。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資を中心に総額30,431千円を実施しております。

主な投資としましては、業務の効率化を目的とした基幹システムのリプレイスに17,200千円、新規出店や既存支店内の設備として7,830千円の設備投資を実施しております。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、短期借入金700,000千円を金融機関借入にて実施いたしました。

## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年1月16日を効力発生日として、株式会社キューボグループと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第8期 (2016年9月期)	第9期 (2017年9月期)	第10期 (2018年9月期)	第11期 (当連結会計年度) (2019年9月期)
売上高(千円)	—	—	—	11,594,565
経常利益(千円)	—	—	—	281,539
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	—	—	157,368
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	18.62
総資産(千円)	—	—	—	3,131,099
純資産(千円)	—	—	—	1,350,010
1株当たり純資産(円)	—	—	—	153.62

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。  
 3. 第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の各数値は記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第8期 (2016年9月期)	第9期 (2017年9月期)	第10期 (2018年9月期)	第11期 (当事業年度) (2019年9月期)
売上高(千円)	7,415,711	9,097,357	10,094,160	10,815,486
経常利益(千円)	417,799	547,262	462,685	306,309
当期純利益(千円)	263,656	361,098	294,947	174,491
1株当たり当期純利益(円)	32.30	42.12	34.60	20.64
総資産(千円)	1,977,147	2,285,339	2,521,934	3,021,373
純資産(千円)	1,023,117	1,121,833	1,375,636	1,359,445
1株当たり純資産(円)	118.97	131.77	160.35	158.25

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キューボグループ	100千円	100.0%	子会社の経営管理
株式会社キューボ	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社オプション	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社キャスト	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業

(注) 1. 2019年1月16日付で株式交換により株式会社キューボグループの全株式を取得し、それに伴い同社を含む株式会社キューボ、株式会社オプション、株式会社キャストの4社を子会社としております。  
2. 議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「高齢化社会型人材サービス」として、わが国の急速に進みゆく高齢化社会において、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するため、様々な業界においてシニア人材が働く就業機会を創造することを目指しております。そのため当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### ① シニア人材の就業機会の拡大

現状、多くの業界や各企業においてはシニア人材の活用を敬遠し、若者を雇用する傾向であることは否めません。当社では、シニアの就業率の低いクライアントに対し、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行うことでクライアントの業務内容の理解を高め、シニア活用コンサルティングにより、シニアでも対応可能と考えられる業務を抽出し、業務分析及び業務フローの改善提案を行っております。このような業務分析と実際の就業状況をノウハウ・実績として蓄積することで、アクティブシニアの高い就業率を図っております。

今後もクライアントに対し、シニア人材の活用ノウハウを啓蒙することなどにより、シニア人材の就業機会を拡大させることや当社のシニア活用コンサルタントの育成強化及び対応業種の拡大が当社の成長のために必要な課題と認識しております。

##### ② 人材確保と育成

当社事業の中長期的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。新卒採用を含む積極的な採用活動、教育研修の充実、人事評価制度の構築、魅力ある職場づくりなどが課題であると認識しております。

##### ③ スタッフ募集の効率化

アクティブシニアの募集については、シニアのITリテラシー（ITを使いこなす能力）の向上に伴い、紙媒体に変わる自社WEBサイトの強化など、メディアによる募集の効率及び認知度の向上が当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

また、看護師や介護士の求職者の獲得競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。これに対しては、様々なメディア利用、手法のトライアルに積極的に取り組むことで、適時にトレンドを把握し、より費用対効果の高い集客の実現を図ること、及び、自社サイトのユーザビリティ向上、コンテンツ強化を推進することで、ブランドや認知度の向上を図ることが当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

##### ④ 経営管理体制の強化

当社は、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、支店運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むこと、グループ企業との連携強化が企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

⑤ 新規事業開発

当社の経営理念「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」を実現するためには、高齢化社会型人材サービスの強化とシニアへの新たなサービス開発が重要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

事業区分	区分	就労場所	業務内容
シニアワーク事業	ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
	ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
	オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
	ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
	有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

事業区分	就労場所	主な登録有資格者
シニアケア事業	入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
	在宅介護型施設	
	医療機関等	

## (6) 主要な営業所 (2019年9月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
水 戸 支 店	茨城県水戸市
宇 都 宮 支 店	栃木県宇都宮市
大 宮 支 店	埼玉県さいたま市大宮区
船 橋 支 店	千葉県船橋市
池 袋 支 店	東京都豊島区
秋 葉 原 支 店	東京都千代田区
新 宿 支 店	東京都新宿区
立 川 支 店	東京都立川市
横 浜 支 店	神奈川県横浜市神奈川区
静 岡 支 店	静岡県静岡市駿河区
浜 松 支 店	静岡県浜松市中区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区
京 都 支 店	京都府京都市中京区
神 戸 支 店	兵庫県神戸市中央区
三 重 支 店	三重県津市
奈 良 支 店	奈良県橿原市
岡 山 支 店	岡山県岡山市北区
広 島 支 店	広島県広島市中区
高 松 支 店	香川県高松市
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区
北 九 州 支 店	福岡県北九州市小倉北区
高 知 事 務 セ ン タ ー	高知県高知市

(注) 2019年2月に、浜松支店・高松支店を開設いたしました。

(7) 当社の使用人の状況 (2019年9月30日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
226 (71) 名	58名増 (25名増)	30.7歳	2.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、( ) 内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数（アルバイト含む）が増加した理由は、主に支店でのアルバイト採用が増加したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	513,368千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況（2019年9月30日現在）

### (1) 株式の状況

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 32,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,622,080株  |
| ③ 株主数      | 4,547名      |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
川嶋一郎	4,270,520株	50.22%
蒲原翔太	443,540	5.22
北野大輔	361,100	4.25
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	232,000	2.73
野村信託銀行株式会社（投信口）	185,000	2.18
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	156,960	1.85
株式会社だいこう証券ビジネス	95,000	1.18
株式会社ワイズ	81,900	0.97
竹上雅彦	77,400	0.91
BBH FOR MATTHEWS ASIA ESG FUND	39,700	0.47

(注) 1. 当社は、自己株式118,600株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。  
 2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は160株増加しております。

## 3. 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	川 嶋 一 郎	BH株式会社 代表取締役 株式会社JR西日本キャリア 代表取締役 株式会社キューボグループ 代表取締役
取 締 役	竹 上 雅 彦	株式会社キューボグループ 取締役 株式会社キューボ 代表取締役
取 締 役	羽 鳥 雅 之	株式会社キューボグループ 取締役
取 締 役	蒲 原 翔 太	
取 締 役	谷 間 真	株式会社パルニバービ 取締役 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー 代表取締役 株式会社アクリート 取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 株式会社WCS 取締役 株式会社日本医療機器開発機構 監査役 株式会社FREEMIND 取締役 株式会社アル 取締役 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 株式会社ココカラファイン 取締役 C A P S 株式会社 取締役
取 締 役	竹 澤 大 格	汐留総合法律事務所 所長
常 勤 監 査 役	吉 村 精 治	
監 査 役	谷 口 誠 治	たにぐち総合会計事務所 所長 GMOメディア株式会社 社外監査役
監 査 役	田 中 奉 文	株式会社TASC 代表取締役

- (注) 1. 取締役谷間真氏及び取締役竹澤大格氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役谷口誠治氏及び監査役田中奉文氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役谷口誠治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、社外取締役の谷間真氏、竹澤大格氏及び社外監査役の田中奉文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	9名 (2)	50,883千円 (7,200)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	3 (2)	12,240 (6,240)
合 (う ち 社 外 役 員) 計	12 (4)	63,123 (13,440)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年12月3日開催の第7回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、役員報酬とは別枠で2017年12月21日開催の第9回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年9月25日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役及び監査役の報酬については、社内規程において決定する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役会長兼社長が決定し、監査役については、監査役の協議にて決めております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	谷 間 真	株式会社バルニバービ 取締役 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー 代表取締役 株式会社アクリート 取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 株式会社WCS 取締役 株式会社日本医療機器開発機構 監査役 株式会社FREEMIND 取締役 株式会社レアル 取締役 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 株式会社ココカラファイン 取締役 C A P S 株式会社 取締役	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役	竹 澤 大 格	汐留総合法律事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。
監査役	谷 口 誠 治	たにぐち総合会計事務所 所長 GMOメディア株式会社 社外監査役	重要な取引及びその他の関係はありません。
監査役	田 中 奉 文	株式会社TASC 代表取締役	重要な取引及びその他の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	谷 間 真	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を11回行いました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	竹 澤 大 格	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を11回行いました。出席した取締役会において、企業法務の実務経験が長く弁護士としての専門的見地から助言や提言を行っております。
監査役	谷 口 誠 治	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を11回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	田 中 奉 文	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、書面決議を11回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、適宜取締役と意見の交換や協議を行うとともに、豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

(ロ) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

(ハ) 総務部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(ニ) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。

(ホ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。

(ヘ) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。

(ロ) 取締役及び監査役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(ロ) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ハ) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(ニ) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(ホ) 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(ヘ) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(ロ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

### ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(ロ) 内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
(イ) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものとする。  
(ロ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制  
(イ) 監査役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。  
(ロ) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事實を発見したときには、速やかに監査役に報告する。  
(ハ) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
(イ) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。  
(ロ) 監査役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。  
(ハ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。  
(ニ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制  
(イ) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。  
(ロ) 当社は、反社会的勢力に対して、業務管理部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制  
(イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会に報告する。  
(ロ) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

- (1) ITへの対応
- (イ) 経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (ロ) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。
- (ハ) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
- (ニ) 経営者は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの構成性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

### ② 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

### ③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役、常勤監査役、各部室長で構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

### ④ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なり스크管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一大事が顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益分配を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、2019年10月17日開催の取締役会において1株当たり3円75銭と決議しております。

なお、当社は定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定めております。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
流 動 資 產	2,546,920	流 動 負 債	1,726,295	
現 金 及 び 預 金	1,211,784	短 期 借 入 金	700,000	
売 掛 金	1,272,289	1年内返済予定の長期借入金	15,408	
前 払 費 用	42,528	未 払 金	89,231	
そ の 他	22,424	未 払 費 用	640,905	
貸 倒 引 当 金	△2,106	未 払 法 人 税 等	19,723	
<b>固 定 資 產</b>	<b>584,178</b>	未 払 消 費 税 等	187,496	
有 形 固 定 資 產	43,346	預 り 金	32,679	
建 物	33,615	前 受 金	2,558	
工具、器具及び備品	9,294	賞 与 金	37,781	
車両運搬具	437	返 金	91	
<b>無 形 固 定 資 產</b>	<b>320,717</b>	そ の 他	418	
ソ フ ト ウ エ ア	30,543	<b>固 定 負 債</b>	<b>54,792</b>	
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	7,409	長 期 借 入 金	5,298	
の れ ん	282,765	資 產 除 去 債 務	49,494	
<b>投 資 そ の 他 の 資 產</b>	<b>220,114</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,781,088</b>	
関 係 会 社 株 式	18,063	<b>(純資産の部)</b>		
差 入 保 証 金	162,212	株 主 資 本	1,306,290	
破 産 更 生 債 権 等	2,939	資 本 金	157,310	
長 期 前 払 費 用	10,615	資 本 剰 余 金	137,310	
繰 延 税 金 資 產	28,213	資 本 準 備 金	137,310	
そ の 他	1,009	利 益 剰 余 金	1,163,976	
貸 倒 引 当 金	△2,939	利 益 準 備 金	5,000	
<b>資 產 合 計</b>	<b>3,131,099</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,158,976	
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,158,976	
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△152,306</b>	
		新 株 予 約 権	13,762	
		非 支 配 株 主 持 分	29,957	
		<b>純 資 產 合 計</b>	<b>1,350,010</b>	
		<b>負 債 ・ 純 資 產 合 計</b>	<b>3,131,099</b>	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年10月1日から)  
(2019年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	11,594,565
売 上 原 価	9,200,421
売 上 総 利 益	2,394,143
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,143,335
営 業 利 益	250,807
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	350
助 成 金 収 入	14,848
消 費 税 差 額	13,572
保 険 解 約 返 戻 金	9,719
そ の 他	1,690
	40,182
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,283
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	8,167
そ の 他	0
	9,450
経 常 利 益	281,539
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5,031
減 損 損 失	1,754
	6,786
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	274,753
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	104,888
法 人 税 等 調 整 額	3,038
	107,927
当 期 純 利 益	166,826
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	9,457
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	157,368

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から)  
(2019年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	157,290	137,290	137,290	5,000	1,278,301	1,283,301
当期変動額						
新株の発行	20	20	20			
剰余金の配当					△21,258	△21,258
親会社株主に帰属する当期純利益					157,368	157,368
自己株式の取得						
自己株式の処分					△233,165	△233,165
持分法の適用範囲の変動					△22,269	△22,269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						—
当期変動額合計	20	20	20	—	△119,324	△119,324
当期末残高	157,310	137,310	137,310	5,000	1,158,976	1,163,976

	株主資本		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△209,475	1,368,406	7,230	—	1,375,636
当期変動額					
新株の発行		40			40
剰余金の配当		△21,258			△21,258
親会社株主に帰属する当期純利益		157,368			157,368
自己株式の取得	△499,909	△499,909			△499,909
自己株式の処分	557,078	323,913			323,913
持分法の適用範囲の変動		△22,269			△22,269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			6,531	29,957	36,489
当期変動額合計	57,169	△62,115	6,531	29,957	△25,626
当期末残高	△152,306	1,306,290	13,762	29,957	1,350,010

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 (株)キューボグループ、(株)キューボ、(株)オプション、(株)キャスト

当連結会計年度より株式交換にて取得した(株)キューボグループ、並びに同社の子会社の(株)キューボ、(株)オプション及び(株)キャストを連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1社

持分法適用会社の名称 (株)JR西日本キャリア

当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しており、これに伴い(株)JR西日本キャリアを持分法適用会社としております。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で仮決算を行い、その財務諸表を使用しております。

### 5. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

車両運搬具 2年

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

## (2) 引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## ③ 返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

## (3) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## ② のれん

5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

## 6. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

## 7. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 61,635千円

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,621,920	160	0	8,622,080

（注）当期の増加は、新株予約権の行使により発行したことによるものです。

## (2) 剰余金の配当に関する事項

## ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年9月20日 取締役会	普通株式	32,001千円	3円75銭	2019年9月30日	2018年12月27日
2019年4月18日 取締役会	普通株式	21,258千円	2円50銭	2019年3月31日	2019年6月5日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年10月17日 取締役会	普通株式	31,888千円	3円75銭	2019年9月30日	2019年12月25日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,600株

## 9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは含まれておりません。  
 ((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,211,784千円	1,211,784千円	-千円
(2) 売掛金	1,272,289	1,272,289	-
(3) 差入保証金	162,212	165,019	2,807
資産計	2,646,285	2,649,093	2,807
(1) 短期借入金	700,000	700,000	-
(2) 未払金	19,723	19,723	-
(3) 未払費用	640,905	640,905	-
(4) 未払消費税等	187,496	187,496	-
(5) 長期借入金	20,706(※)	20,349	△356
負債計	1,568,831	1,568,475	△356

(※) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3)差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1)短期借入金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5)長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	当連結会計年度 (2019年9月30日)
関係会社株式	18,063千円

(注) 関係会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 153円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円62銭  |

## 11. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 (株)キューボグループ

事業の内容 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を営む子会社の(株)キューボ、(株)キャスト、(株)オプションの統括管理

#### ② 企業結合を行った主な理由

当社の運営するシニアケア事業と同様の事業を営む(株)キューボ、(株)キャスト、(株)オプションを傘下に持つ(株)キューボグループを子会社化することにより、シニアケア事業の業績拡大とそのために必要となる人材の確保が実現できるものと判断いたしました。

#### ③ 企業結合日

2019年1月1日 (みなし取得日)

#### ④ 企業結合の法的形式

株式交換

#### ⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

#### ⑥ 取得した議決権比率

(株)キューボグループ 100%

#### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換による議決権の100%取得

### (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年1月1日から2019年9月30日まで

### (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式	323,913千円
-------	---------	-----------

取得原価		323,913千円
------	--	-----------

## (4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

## ① 株式の種類別の交換比率

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	(株)キューポグループ (株式交換完全子会社)
当該株式交換に係る割当比率	1	434.08

(株)キューポグループの普通株式1株に対して、当社の普通株式434.08株の割当を実施し、当該株式交換に際して、当社が交付する普通株式は、434,200株となりました。なお、交付する当社の普通株式は、全て自己株式をもって割当いたしました。

## ② 株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の算定にあたり、その公平性・妥当性を担保するため当社から独立した第三者算定機関であるサン共同会計事務所に株式価値評価を依頼しました。

当社は、キューポグループ各社のデューデリジェンスや第三者機関による株式価値評価の結果を受けて、同社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、(株)キューポグループの株主と協議を重ねてまいりました。その結果、当該株式交換比率は妥当であり、株主の利益を損ねるものではないと判断しております。

## (5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	2,500千円
------------	---------

## (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

## ① 発生したのれんの金額

332,004千円
-----------

## ② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

## ③ 債却方法及び償却期間

5年の均等償却
---------

## (7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	206,437千円
固定資産	22,125千円
資産合計	228,563千円
流動負債	139,594千円
固定負債	88,868千円
負債合計	228,463千円

# 貸 借 対 照 表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
流動資産	2,181,502	流动負債	1,612,433	
現金及び預金	955,310	短期借入金	700,000	
売掛金	1,175,964	1年内返済予定の長期借入金	13,368	
前払費用	32,119	未 払 金	72,972	
その他の	19,637	未 払 費 用	576,787	
貸倒引当金	△1,528	未 払 法 人 税 等	18,827	
固定資産	839,871	未 払 消 費 税 等	165,088	
有形固定資産	42,674	預 り 金	24,539	
建 物	33,615	前 受 金	2,558	
工具、器具及び備品	9,059	賞 与 引 当 金	37,781	
無形固定資産	35,954	返 金 引 当 金	91	
ソ フ ト ウ エ ア	28,545	そ の 他	418	
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	7,409	固 定 負 債	49,494	
投資その他の資産	761,242	資 産 除 去 債 務	49,494	
関係会社株式	350,863	負 債 合 計	1,661,928	
差 入 保 証 金	158,732	<b>(純資産の部)</b>		
破産更生債権等	2,939	株 主 資 本	1,345,682	
長 期 前 払 費 用	10,117	資 本 金	157,310	
関係会社長期貸付金	212,500	資 本 剰 余 金	137,310	
繰延税金資産	29,019	資 本 準 備 金	137,310	
そ の 他	10	利 益 剰 余 金	1,203,368	
貸倒引当金	△2,939	利 益 準 備 金	5,000	
資 产 合 计	3,021,373	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,198,368	
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,198,368	
		自 己 株 式	△152,306	
		新 株 予 約 権	13,762	
		純 資 产 合 计	1,359,445	
		負 債 ・ 純 資 产 合 计	3,021,373	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2018年10月1日から)  
(2019年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,815,486
売 上 原 価	8,577,513
売 上 総 利 益	2,237,973
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,950,798
営 業 利 益	287,174
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	198
助 成 金 収 入	9,758
保 険 解 約 返 戻 金	9,719
そ の 他	1,051
営 業 外 費 用	20,728
支 払 利 息	1,594
そ の 他	0
経 常 利 益	1,594
特 別 損 失	306,309
固 定 資 産 除 却 損	5,031
関 係 会 社 株 式 評 価 損	24,250
減 損 損 失	1,754
税 引 前 当 期 純 利 益	31,036
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	275,273
法 人 税 等 調 整 額	98,548
当 期 純 利 益	2,232
	100,781
	174,491

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から)  
2019年9月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	157,290	137,290	137,290	5,000	1,278,301	1,283,301	△209,475	1,368,406
当期変動額								
新株の発行	20	20	20					40
剰余金の配当					△21,258	△21,258		△21,258
当期純利益					174,491	174,491		174,491
自己株式の取得							△499,909	△499,909
自己株式の処分					△233,165	△233,165	557,078	323,913
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	20	20	20	-	△79,932	△79,932	57,169	△22,723
当期末残高	157,310	137,310	137,310	5,000	1,198,368	1,203,368	△152,306	1,345,682

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,230	1,375,636
当期変動額		
新株の発行		40
剰余金の配当		△21,258
当期純利益		174,491
自己株式の取得		△499,909
自己株式の処分		323,913
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	6,531	6,531
当期変動額合計	6,531	△16,191
当期末残高	13,762	1,359,445

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	1,350,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	650,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	61,022千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	9,215千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	10,664千円
営業取引以外の取引高	192千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	88,200	464,600	434,200	118,600

（注）当期の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得によるものであります。当期の減少は、株式交換によるものであります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,724千円
未払事業所税	2,774千円
賞与引当金	11,568千円
減価償却超過額	7,796千円
貸倒引当金超過額	1,368千円
資産除去債務	15,274千円
その他	2,083千円
繰延税金資産合計	43,589千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△14,569千円
繰延税金負債合計	△14,569千円
繰延税金資産の純額	29,019千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)キューポグループ	東京都新宿区	100	子会社の経営管理	(所有)直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付	32,500	関係会社長期貸付金	32,500
							貸付金の利息(注)	9	受取利息	—
子会社	(株)キューポ	東京都渋谷区	45,000	人材派遣	(所有)間接59.0%	役員の兼任	資金の貸付	180,000	関係会社長期貸付金	180,000
							貸付金の利息(注)	182	受取利息	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	竹上雅彦	神奈川県川崎市宮前区	—	当社取締役	(被所有)直接0.9%	—	株式交換(注)	54,756	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)(株)キューポグループの完全子会社化を目的とした取引であり、株式交換比率は、第三者による算定結果を参考に当事者間で協議し決定されております。当該株式交換取引では、自己株式を割当て交付しております。取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定した価額を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

158円25銭

### (2) 1株当たり当期純利益

20円64銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年9月20日開催の取締役会において、当社の高知事務センターにて実施している業務に関する権利義務の主要部分を会社分割により新設会社に承継（以下、「本会社分割」）させたうえで、当該新設会社の全株式を株式会社ステラス（本社：東京都千代田区 代表取締役社長：山本徹 以下、「ステラス」）に譲渡すること（以下「本件取引」）を決議いたしました。

### 1. 本件取引の目的

高知事務センターにて実施している業務は、当社の派遣スタッフの勤怠・給与管理、クライアントに対する請求書の作成、発送等であります。本会社分割は、経営資源を本業へ集中することで、中長期での成長力のさらなる強化を推進できる体制が実現できるものと判断し、今回の決議に至りました。

### 2. 会社分割及び株式譲渡の要旨

#### (1) 会社分割及び株式譲渡の日程

新設分割計画承認の取締役会決議日	2019年9月20日
本会社分割日（効力発生日）	2019年11月1日
株式譲渡締結、株式譲渡	2019年11月1日

（注）本会社分割は、会社法第805条に規定する簡易分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行います。

#### (2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割方式です。

#### (3) 会社分割に係る割当の内容

新設分割会社は、本会社分割に際して普通株式（400株）を発行し、そのすべてを当社に対して割当交付します。

#### (4) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による資本金の増減はありません。

#### (5) 新設会社が承継する権利義務

新設分割の効力発生日において、当社の分割対象事業に属する資産、負債、契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務を承継します。

#### (6) 債務履行の見込み

当社および新設会社ともに、新設分割日以降の債務履行については問題ないと判断しています。

#### (7) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行する新株予約権について、本会社分割による変更はありません。

## 3. 会社分割当事会社の概要

	分割会社 (2019年9月30日時点)	新設会社 (2019年11月1日)	
(1) 名称	株式会社キャリア	株式会社ステラスピジネスサポート	
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿2-6-1	高知県高知市駅前町5-5	
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役会長 川嶋 一郎	代表取締役社長 吉田 大作	
(4) 事業内容	人材派遣業 人材紹介業	派遣社員の勤怠管理、給与計算等の代行 請求管理等の代行	
(5) 資本金	157百万円	20百万円	
(6) 設立年月日	2009年4月28日	2019年11月1日	
(7) 発行済株式数	8,621千株	400株	
(8) 決算期	9月30日	3月31日	
(9) 純資産	1,375百万円	20百万円	
(10) 1株当たり純資産	160.35円	50,000円	
(11) 総資産	2,521百万円	26百万円	
(12) 大株主及び持株比率	川嶋 一郎 (約50%)	株式会社キャリア (100%)	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	新設分割効力発生日に、当社が新設会社の株式を100%保有しますが、同日付で当該株式全てをステラスに譲渡。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社の業務の一部を新設会社へ委託。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)			
	株式会社キャリア		
決算期	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
純資産	1,121	1,375	1,359
総資産	2,285	2,521	3,021
1株当たり純資産(円)	131.77	160.35	158.25
売上高	9,097	10,094	10,815
営業利益	536	458	287
経常利益	537	462	306
当期純利益	361	294	174
1株当たり当期純利益(円)	42.12	34.6	20.64

#### 4. 会社分割する事業部門の概要

(1) 事業内容	派遣スタッフの勤怠、給与管理
(2) 経営成績	非生産事業部門の承継であり、外部に対する直接の売上高等が無いため、該当する経営成績に関する記載事項はありません。
(3) 資産・負債 (2019年11月1日現在)	資産 7百万円 負債 4百万円

#### 5. 当該組織再編後の状況

本会社分割による当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期の変更はありません。

#### 6. 株式譲渡先の概要（2019年11月1日現在）

(1) 名称	株式会社ステラス
(2) 所在地	東京都千代田区神田須田町1-5-10
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長 山本 徹
(4) 事業内容	人材ビジネス業界向け及び営業倉庫業向けシステムの企画、設計、コンサルティング、開発、販売及び保守
(5) 資本金	25百万円
(6) 設立年月日	1981年7月17日
(7) 純資産	情報を入手していない為非開示
(8) 総資産	情報を入手していない為非開示
(9) 大株主及び持株比率	株式会社NSD (100%)
(10) 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	営業支援システムを当社へ提供。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 7. 謙渡株式数、謙渡価格および謙渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	400株 (議決権の数：400個) (議決権所有割合：100%)
(2) 異動株式数	400株 (議決権の数：400個)
(3) 謙渡価格	20百万円
(4) 異動後の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月18日

株式会社キャリア

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 依 里 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 榎 井 康 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャリアの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。

### 連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月18日

株式会社キャリア

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 依 里 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梶 井 康 貴 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアの2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が執行した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと併せて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象 特記すべき重要な後発事象は認められません。

2019年11月21日

株式会社キャリア 監査役会

常勤監査役	吉村 精治 印
社外監査役	谷口 誠治 印
社外監査役	田中 奉文 印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 変更の理由

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させ、更なる企業価値向上に努めることを目的として、今般、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。また、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数の変更等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものいたします。

## 2. 定款変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則  (中略)  (機関) 第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>  (中略)	第1章 総則  中略 (現行どおり)  (機関) 第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (現行どおり) (2) 監査等委員会 (削除) (3) (会計監査人)  中略 (現行どおり)
第2章 株式  (中略)	第2章 株式  中略 (現行どおり)
第3章 株主総会  (中略)	第3章 株主総会  中略 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会  (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は3名以上とする。  (新設)	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は3名以上とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集及び議長) 第19条 取締役会は、社長がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集及び議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 <u>なお、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>
2 (条文省略) (現行どおり) 3 (条文省略) (現行どおり)	
(取締役の選任の方法) 第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらない。	(取締役の選任の方法) 第20条 取締役の選任決議は、 <u>株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員の取締役である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された 補欠の監査等委員である取締役の選任決議 が効力を有する期間は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(中略)	中略（現行どおり）
(役付取締役) 第24条 取締役会はその決議によって、取締役の中か ら代表取締役を選定する。必要に応じて、取 締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務 取締役、常務取締役各若干名を定めることが できる。	(役付取締役) 第24条 取締役会はその決議によって、取締役（監査 等委員である者を除く。）の中から代表取締 役を選定する。
(新設)	<u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監 査等委員である者を除く。）の中から取締役 社長1名、その他取締役会が必要と認める役 付取締役を定めることができる。</u>
(報酬) 第25条 取締役の報酬、及び退職慰労金は、株主総会 の決議によって定める。	(報酬) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益は、監 査等委員である取締役とそれ以外の取締役 とを区別して、株主総会の決議によって定め る。
(中略)	中略（現行どおり）
(新設)	<u>（取締役への委任）</u> 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議によって重要な業務 執行（同条第5項各号に掲げる事項を除 く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任 することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u> <u>第27条 当会社の監査役は5名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役および監査役会)</u> <u>第28条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任の方法)</u> <u>第29条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 当会社の監査役は、株主総会において総株主の決議権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後の4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第6章 計算	第6章 計算
(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。	(事業年度) 第31条 (現行どおり)
(剩余金の配当等の決定機関) 第37条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める	(剩余金の配当等の決定機関) 第32条 (現行どおり)
(剩余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。	(剩余金の配当の基準日) 第33条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。  (新設)	(配当金の除斥期間) 第34条 (現行どおり)
(新設)	附則  (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 2019年12月開催の定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  2 2019年12月開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項に定めるところによる。
(新設)	

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複する兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	川嶋 一郎 (1978年7月12日)	2001年2月 株式会社ザッパラス入社 2007年10月 BH株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年5月 株式会社PINK設立 代表取締役 2009年3月 株式会社POINTDAKARA 代表取締役 2009年4月 当社設立 代表取締役 2009年12月 株式会社POINTDAKARA 取締役（現任） 2011年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役 2011年10月 当社代表取締役会長 2011年12月 プラスハチイチ株式会社 代表取締役 2011年12月 株式会社アリプラス設立 取締役 2012年10月 株式会社BUY THE WAY設立 取締役 2013年9月 当社取締役会長 2018年10月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2019年3月 株式会社キューボグループ 代表取締役（現任） 2019年4月 株式会社JR西日本キャリア 代表取締役（現任）	4,270,520株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複する兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	竹上 雅彦 (1978年3月31日)	2001年4月 グッドウィル・グループ株式会社入社 2004年8月 株式会社グッドウィルへ転籍 2008年8月 ワンサードキャリア株式会社 取締役 2012年4月 株式会社ブレイブ 執行役員事業本部長 2013年9月 株式会社ブレイブ 取締役 2017年3月 株式会社キューボ設立 代表取締役（現任） 2018年12月 当社取締役（現任） 2019年3月 株式会社キューボグループ 取締役（現任）	77,400株
3	羽鳥 雅之 (1981年5月11日)	2007年10月 株式会社アスティア入社 2009年4月 メディカル・ケア・サービス株式会社入社 2012年12月 株式会社リッチメディア入社 2015年9月 株式会社Bird設立 代表取締役（現任） 2016年8月 当社入社 社長室室長 2017年4月 当社管理本部副本部長 2018年10月 当社経営企画部部長 2018年12月 当社取締役（現任） 2019年3月 株式会社キューボグループ 取締役（現任） 2019年11月 当社コーポレートディビジョンマネジャー（現任）	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複する兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	谷間真こと (1971年10月6日)	1997年1月 公認会計士谷間真事務所開業 1999年5月 株式会社ディー・ブレイン関西 代表取締役 2002年7月 株式会社ザッパラス 監査役 2002年8月 株式会社プロ・クエスト 代表取締役 2004年10月 株式会社バルニバービ 取締役（現任） 2004年11月 株式会社関門海 取締役 2005年7月 株式会社ザッパラス 取締役 2007年4月 株式会社関門海 代表取締役 2012年2月 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役（現任） 2013年3月 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー 代表取締役（現任） 2013年10月 当社社外監査役 2014年5月 株式会社アクリート 取締役（現任） 2014年7月 株式会社ザッパラス 監査役 2015年3月 株式会社WCS 取締役（現任） 2015年12月 当社社外取締役（現任） 2015年12月 株式会社日本医療機器開発機構 監査役（現任） 2016年7月 C A P S 株式会社 監査役 2017年3月 株式会社FREEMIND 取締役（現任） 2017年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員（現任） 2017年12月 株式会社レアル 取締役（現任） 2018年1月 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役（現任） 2018年6月 株式会社ココカラファイン 取締役（現任） 2018年8月 C A P S 株式会社 取締役（現任）	-株

- (注) 1. 川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 谷間真氏は、社外取締役候補者であります。
4. 谷間真氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、公認会計士として、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 谷間真氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役又は監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年3ヶ月となります。
6. 当社は、谷間真氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、谷間真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複する兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ 吉村精治 (1952年4月16日)	1976年6月 株式会社三越（現株式会社三越伊勢丹入社） 2009年4月 レオドール商事株式会社 取締役 2011年4月 株式会社ヴィジョン・エイ 取締役 2011年8月 当社入社 2014年1月 当社常勤監査役（現任）	一株
2	※ 竹澤大格 (1968年1月29日)	1993年4月 弁護士登録 松嶋・寺澤法律事務所入所 1997年9月 ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン 法律事務所（米国ニューヨーク州ニューヨーク 市）入所 1998年4月 ニューヨーク州弁護士登録 2014年12月 汐留総合法律事務所開設 同事務所所長（現任） 2016年3月 当社社外取締役（現任）	一株
3	※ 山本和成 (1973年1月31日)	2002年10月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）入社 2003年6月 監査法人再編に伴い、あづさ監査法人（現 有 限責任あづさ監査法人）へ異動 2007年10月 ブリッジ税理士法人・ブリッジ共同公認会計士 事務所入所 2010年4月 ブリッジ税理士法人 パートナー就任 2013年10月 山本和成公認会計士・税理士事務所開設同事務 所所長就任（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

3. 竹澤大格氏及び山本和成氏は、社外取締役候補者であります。
4. 竹澤大格氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見を有しております、かつ、企業法務に関する実務経験が長く企業法務部門への駐在経験を備えていることから、かかる知見及び経験に基づく当社経営に対する適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
5. 竹澤大格氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10ヶ月となります。
6. 山本和成氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士としての専門的な知見を有しております、かつ、企業会計・企業税務に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験に基づく適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
7. 当社は、竹澤大格氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、吉村精治氏及び山本和成氏が監査等委員である取締役に選任された場合、吉村精治氏及び山本和成氏の各氏との間で、上記7の責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、竹澤大格氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
10. 当社は、山本和成氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年12月3日開催の第7回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、その職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額は、取締役報酬とは別枠で、2017年12月21日開催の第9回定時株主総会において、年額50,000千円とご承認いただき、今日に至っております。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、改めて、社外取締役を除く当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を、年額300,000千円以内とし、かかる範囲内でストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）であります。したがって、本議案の対象となる取締役は3名となります。

上記新株予約権に関する報酬額は、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、会社業績並びに当社における業務執行の状況及び貢献度等を勘案して定めたものであり、当該算定方法及び内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

ストックオプションとしての新株予約権の内容は次のとおりであります。

### 記

#### ① 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式600,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数を変更することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

#### ② 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の個数は、6,000個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的である当社普通株式の数は 100 株とし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行う。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、当該新株予約権発行の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、当社が新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合併等の条件を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 10 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑤ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権その他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

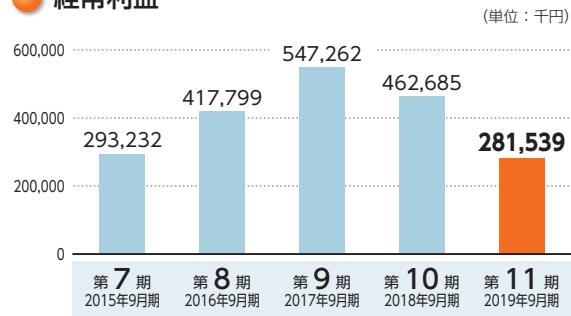
## 売上高



## 株主資本



## 経常利益



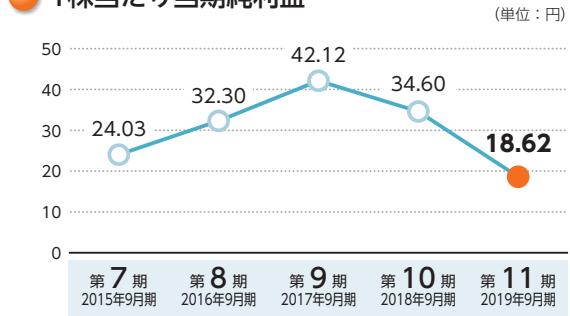
## 1株当たり純資産



## 当期純利益



## 1株当たり当期純利益



(注) 2018年9月期以前は参考情報として個別決算の指標を記載しております。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号

住友不動産西新宿ビル3号館

ベルサール西新宿 1階 イベントホール

TEL 03-3320-2611



交通	「都庁前駅」	A 5 出口より	徒歩約 4 分 (大江戸線)
	「西新宿五丁目駅」	A 2 出口より	徒歩約 6 分 (大江戸線)
	「西新宿駅」	2 番出口より	徒歩約 12 分 (丸ノ内線)
	「新宿駅」	西口より	徒歩約 15 分 (JR線・小田急線・京王線)